**平成２２年（フ）第９２５号**
栃木県日光市清滝丹勢町610番地　社番58号
債務者　大森　浩子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２０８号**
栃木県足利市鹿島町191番地、住民票上の住所栃木県佐野市大橋町1019番地
債務者　小野　香織
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第２１０号**
栃木県足利市堀込町3042番地６
債務者　別井　裕行
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第２１１号**
栃木県足利市堀込町3042番地６
債務者　別井　美子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第３５２４号**
横浜市神奈川区新子安１丁目２番３―2803号
債務者　池田　明美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６７５号**
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地18棟405号
債務者　高橋　貴也
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３７０１号**
横浜市鶴見区元宮１丁目８番31号
債務者　山西　佳輔
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６４７号**
横浜市南区別所５丁目18番18号
債務者　板橋　智子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６８２号**
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―１―103
債務者　小池　國雄
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６８３号**
神奈川県海老名市今里３丁目17番６号
債務者　竹内　典子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結

**平成１９年（フ）第１号**
岩手県二戸市似鳥字中道１番地１
破産者　有限会社藤建設
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２２年（フ）第１１４号**
山口県周南市大字下上字横屋1598番地の６
破産者　徳大機工有限会社
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第６５号**
兵庫県豊岡市但東町正法寺327番地、前住所神戸市北区藤原台南町４丁目１―７―202
破産者　数森　章子（旧姓上大迫）
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第３２９号**
茨城県常陸太田市内田町2627番地
破産者　篠崎　　浩
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７８号**
茨城県東茨城郡城里町石塚773―５小林住宅、住民票上の住所茨城県笠間市鯉淵6256番地104
破産者　北村　高明
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７９号**
茨城県東茨城郡城里町石塚773―５小林住宅、住民票上の住所茨城県笠間市鯉淵6256番地104
破産者　北村喜美子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所